令和６年度 第１回 琴浦町農業委員会総会議事録

日　時	令和６年４月15日（月）　午後４時00分			
場　所	琴浦町役場分庁舎３階 会議室			
出席委員 （12人）	２番 石賀 英男	３番 村上 隆	４番 幅田 高広	５番 丸山 環
	６番 小前 茂雄	７番 久米 繁好	８番 中本 敏彦	９番 足立 紀美世
	10番 前田 正秀	11番 伊藤 英之	12番 潮 智博	13番 福田 昌治
欠席委員 （１人）	１番 安谷 潔美			
出席推進委員 （11人）	北中 善隆	遠藤 一夫	池山 晃広	三嶋 邦彦
	三浦 勝美	松本 芳己	桑本 慎吾	徳丸 理彦
	入江 敏朗	澤田 光秋	秦野 英作	
欠席推進委員 （１人）	山本 智彦			
事務局	事務局長 毎田 陽子、主事 田中 登志雄			
提案議案	議案第　１号　農地法第３条の規定による許可申請について 議案第　２号　非農地証明申請について 議案第　３号　農用地利用集積計画の決定について 議案第　４号　農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 議案第　５号　令和６年度最適化活動の目標の設定等の公表の承認について			
報告事項				

議長	定刻になりましたので、ただ今より、令和６年度 第１回琴浦町農業委員会総会を開催します。 初めに農業委員会憲章の唱和を行います。
全員	（農業委員会憲章の唱和）
議長	成立宣言を事務局にお願いします。
事務局	ただ今の出席委員は１２名です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、令和６年度 第１回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。事務局に欠席する旨の連絡があった委員は、１番 安谷委員です。なお、推進委員の欠席者は山本委員です。以上です。
議長	議事録署名委員の指名ですが、５番 丸山委員、６番 小前委員にお願いします。 それでは議事に入ります。議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。
事務局	１ページをご覧ください。議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について 農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。 申請番号１番 農地の所在 大字田越[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積７２８㎡。申請地は他に１筆あり、２筆の合計面積は１，６３１㎡となります。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。 本案件は、譲渡人が町外在住者のために何も耕作されていない申請地を、今後も農地を管理することが困難なことから、譲渡人の依頼によって贈与することになり申請をされたもので、農地取得後はネギ等の野菜を耕作される予定です。 以上の１件につきましては、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
議長	事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 （質問等無し） 質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。 （挙手多数） 賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。 続きまして議案第２号 非農地証明申請について 事務局の説明をお願いします。
事務局	２ページから１２ページをご覧ください。議案第２号 非農地証明申請について 農地法第２条第１項の規定による、農地でない旨の証明申請が

	下記のとおり提出されたので本委員会の許可を求めます。 申請番号１番 農地の所在 大字八橋[redacted]、登記簿地目 原野、現況地目 畑、面積５１９㎡、判定地目 山林原野。申請地は他に４筆あり、５筆の合計面積は２，２３０㎡となっています。利用状況については、「平成１４年頃までは両親が梨を作っていたが、高齢と後継者がいないため耕作をやめた。平成１５年頃に杉やヒノキを植えて現在に至る。現在は山林となっている。」というものになります。所有者、申請人はいずれも琴浦町内の個人です。 非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成５年に判断基準を定めています。本案件は、「人為的なかい廃地で転用の事実行為から２０年以上経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受けているか又は受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地」に該当するものと考えます。 本件申請地は農用地区域外に位置する土地で、梨畑の跡地にスギやヒノキを植えてからすでに２０年以上が経過し、山林の様相を呈しており農地への復旧は不可能だと認められることから、非農地として取り扱っても農地行政上特に支障はないと判断しました。 申請番号２番 農地の所在 大字別所[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積４３，１５０㎡、判定地目 山林原野。利用状況については、「昭和４０年代から椿や雑木を植林し、現在に至る。」というものになります。所有者、申請人はいずれも琴浦町外の個人です。 非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成５年に判断基準を定めています。本案件は、「人為的なかい廃地で転用の事実行為から２０年以上経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受けているか又は受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地」に該当するものと考えます。 本件申請地は農用地区域外に位置する土地で、ツバキやクスノキなどを植えてからすでに５０年以上が経過し、山林の様相を呈しており農地への復旧は不可能だと認められることから、非農地として取り扱っても農地行政上特に支障はないと判断しました。 １０ページの説明図をご覧ください。この説明図は、法務局が発行した公図の写しを利用して作成したもので、宅地[redacted]の南側部分は山林[redacted]に接しています。しかし１１ページの説明図では、建物が建っている宅地[redacted]と、植林されたと思われる山林[redacted]の間にも別の土地が確認できますが、その土地は申請地の畑[redacted]の一部に含まれているものと思われます。 公図と現況が異なっていることについては、１０ページの説明図上部の斜線部分は地籍調査完了済みの土地となっていますが、申請地を含む斜線の引かれていない部分は地籍調査がまだ行われておらず、土地の位

	置及び形状の概略を記載した図面となっていることが理由だと考えます。以上です。
議長	現地確認の報告をお願いします。
石賀委員	申請番号１番について報告します。４月２日に三嶋委員、地区担当の村上委員、毎田事務局長、私の４人で現地確認を行いました。 八橋の申請地４筆は、帽子取と呼ばれている区域内に位置する土地です。宮木の[redacted]近くの農道を登りきった所から、帽子取方面に向かって進んで行くと最近完成した平屋建ての一軒家があり、その少し先に車での通行が可能だったと思われる進入路がありましたが、当日は木の枝やツルをかき分けて徒歩で申請地へ向かうといった状況でした。８ページの説明図にもありますように、現地にはスギやヒノキが植えられていて、現在は人の背丈以上に成長していましたし、以前は梨畑として利用されていたと説明がありましたが、使われなくなった梨小屋の一部分が現在も残っていました。 高岡の申請地１筆は、八橋の申請地から南方向に進んだ[redacted]南側の山の上に位置し、八橋の申請地４筆と同様に現地にはスギやヒノキが植えられていて、現在は人の背丈以上に成長していましたし、使われなくなった梨小屋や水槽などが残っていました。 説明をしましたように、申請地５筆はいずれも長年農地として管理されていない状況を確認しましたので、非農地と判断しても問題はないと考えます。 申請番号２番について報告します。４月２日に三嶋委員、地区担当の伊藤委員、毎田事務局長、私の４人で現地確認を行いました。 ９ページの説明図にもありますように申請地は、[redacted]から農道を南に５００m程度進んだ場所に位置している、通称[redacted]と呼ばれている土地で、土地所有者や有志の方が現在も木の手入れを行っておられます。 申請地には多くのツバキやクスノキが植えられていますし、周辺部分にも人の背丈以上に成長した雑木も生えていて、長年森林として管理されている状況を確認できましたので、非農地と判断しても問題はないと考えます。以上です。
議長	事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 （質問等無し） 質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。 （挙手多数） 賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。

事務局	続きまして議案第３号 農用地利用集積計画の決定についてですが、関係委員に該当する小前委員、澤田委員は退席をお願いします。 （小前委員、澤田委員の退席を確認） 議案第３号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。 １３ページをご覧ください。議案第３号 農用地利用集積計画の決定について 次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法附則第５条の規定に基づく旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、本委員会の決定を求めます。初めに賃貸借権設定の部から説明します。 申請番号１５３番 農地の所在 大字山川[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積１，７９７㎡。利用権の種類は賃貸借権、貸付人は琴浦町内の個人、借受人は琴浦町内の農地所有適格法人で認定農業者です。１０ａ当りの借賃は[redacted]円、始期は令和６年４月１６日、終期は令和１１年４月１５日、期間は５年間で新規、内容は水稲となっています。 申請番号１５４番から、２３ページの申請番号１７１番までの外１８件についてはご覧のとおりですが、申請番号１７０番について補足説明をしますので２２ページをご覧ください。 借受人は北栄町の農業者で、これまではご主人が借受人となって利用権設定をされていましたが、先日ご主人が亡くなられたことから、経営を引き継いだ奥様が借受人となって利用権設定を更新されるもので、借受人世帯の北栄町での経営面積は約７．６ｈａあり、借受人を含めた家族３名で芝を生産されているということです。 続きまして使用貸借権設の部です。議案書の２４ページをご覧ください。 申請番号１７２番 農地の所在 大字釛[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積１，９１２㎡。利用権の種類は使用貸借権、貸付人は琴浦町外の個人、借受人は琴浦町内の個人です。１０ａ当りの借賃は無償、始期は令和６年４月１６日、終期は令和１１年４月１５日、期間は５年間で新規、内容は野菜となっています。 申請番号１７３番から、３５ページの申請番号１９５番までの外２３件についてはご覧のとおりです。 続きまして所有権移転の部です。議案書の３６ページをご覧ください。 申請番号１番 農地の所在 大字浦安[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積１，０９０㎡。申請地は他に１筆あり、２筆の合計面積は２，２３５㎡となっています。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町内の個人で認定農業者です。利用目的は飼料、売買価格は２筆全体で[redacted]円、１０ａ当りでは約[redacted]円、移転

	時期及び引渡時期はともに令和６年４月３０日となっています。 　申請番号２番 農地の所在 大字下伊勢[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積２，４２６㎡。申請地は他に３筆あり、４筆の合計面積は７，２６０㎡となっています。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町内の個人で認定農業者です。利用目的は野菜、売買価格は４筆全体で[redacted]円、１０ａ当りでは約[redacted]円、移転時期及び引渡時期はともに令和６年４月３０日となっています。 　以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 （質問等無し） 　質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。 （挙手多数） 　賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。 （小前委員、澤田委員の復帰を確認） 　続きまして議案第４号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてですが、自分は関係委員に該当するため退席しますので、議長を中本職務代理者に交代します。 （福田会長の退席を確認） （中本職務代理者に議長を交代）
議長	議案第４号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 事務局の説明をお願いします。
事務局	議案の説明に移る前に訂正箇所の説明をしますので、３７ページから３９ページの申請番号の欄をご覧ください。 　申請番号が１４７番から１５２番と記載されていますが、今月から年度が令和６年度に改まっていますので、申請番号を１番から６番にそれぞれ訂正をお願いしたいと思います。 　それでは議案説明に移りますので、３７ページをご覧ください。議案第４号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求めます。 　申請番号１番 農地の所在 大字箆津[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積１，３５０㎡。利用権の種類は賃貸借権、貸付人は琴浦町外の個人、借受人は琴浦町内の個人で認定農業者、転貸人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。１０ａ当りの借賃は[redacted]円、始期は令和６年６月１日、終期は令和１１年５月３１日、期間は５

	年間で再設定、内容は飼料となっています。 　申請番号２番から、３９ページの申請番号６番までの外５件についてはご覧のとおりです。 　以上につきましては、農用地利用集積等促進計画案を琴浦町から農地中間管理機構に提出するにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、本委員会に意見を求めるものになります。以上です。
議長	事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 （質問等無し） 　質問等が無いようですので、特に意見はなしとすることとします。 （福田会長の復帰を確認） （福田会長に議長を交代）
議長	続きまして議案第５号 令和６年度最適化活動の目標の設定等の公表の承認について 事務局の説明をお願いします。
事務局	４０ページをご覧ください。議案第５号 令和６年度最適化活動の目標の設定等の公表の承認について 農業委員会等に関する法律第３７条に基づく農業委員会事務の実施状況の公表を行うため、別紙の令和６年度最適化活動の目標の設定等の公表について、本委員会の承認を求めます。 　これは、農業委員会等に関する法律第３７条に基づいて、農地利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会の事務の実施状況について毎年公表することが義務づけられており、令和１０年度を目標年度とする「琴浦町農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を具体化するため、今年度の目標の設定等を定めて町ホームページで公表する必要があることから、委員の皆さんに審議をしていただくものです。 　なお、説明は要点のみとさせていただきます。 　４１ページの「Ⅰ 農業委員会の状況（令和６年４月１日現在)」をご覧ください。 「１ 農業委員会の現在の体制」については、現在の琴浦町農業委員会の体制を記載しています。 「２ 農家・農地等の概要」について説明します。左側の「経営体数」の表と中央の「農業者数」の表の数値については、５年に１度行われる農林業センサスに基づいて記入したもので、令和２年の調査が最新のデータとなっています。 　右側の「経営体数」の表は、農業の担い手である個人および法人の数を記入したもので、農林水産課の調査に基づいて作成をしています。 　一番下の「耕地面積」の表の数値については、農林水産省が毎年行っている「耕地及び作付面積統計」の令和５年度調査に基づいて記入しています。

	４２ページの「Ⅱ 最適化活動の目標」をご覧ください。「１ 最適化活動の成果目標」の「（１）農地の集積」について説明します。 「①現状及び課題」については、管内の農地面積を２，６８０ｈａ、これまでの集積面積を１，０３５ｈａ、集積率を３８．６％としています。 「②目標」については、今年度の新規集積面積を２８ｈａ、今年度末の集積面積の累計を１，０６３ｈａ、集積率を３９．７％に設定しています。 今年度の新規集積面積については、「琴浦町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」で設定された、令和１０年度までの目標とする集積率４３．８％（集積面積１，１７０ｈａ）に対し、目標到達までに必要な面積を令和１０年度までで割り振った面積です。 「（２）遊休農地の解消」について説明します。 「①現状及び課題」については、令和５年度の利用状況調査によって判明した全体の１号遊休農地面積が１２６．６ｈａ、うち緑区分の遊休農地面積が１１１．８ｈａ、うち黄区分の遊休農地面積が１４．８ｈａとなっています。 「②目標」の「ア 既存遊休農地の解消」については、「ａ 緑区分の遊休農地の解消」の解消目標面積を１０．６ｈａに設定しています。 これについては、令和３年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積５２．８ｈａのうち、５分の１となる１０．６ｈａを目標数値として設定したものになります。 「ｂ 黄区分の遊休農地の解消」については、令和３年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地面積４．０ｈａをどのように解消していくか、工程表の策定方針を記載したもので、農用地区域内は「新規貸付による遊休農地の解消・自己保全管理の促進」、農用地区域外は「多目的用途の利用への誘導」としています。 「イ 新規発生遊休農地の解消」については、前年度に新規発生した緑区分の解消目標面積を１５．８ｈａに設定しています。 これについては、令和５年度の利用状況調査で新たに判明した、緑区分の遊休農地面積全てを目標数値として設定したものになります。 ４３ページの「（３）新規参入の促進」をご覧ください。「①現状及び課題」について説明します。 現状については、令和３年度から令和５年度の新規参入者の数と、参入時点での経営面積を記入しているもので、親元就農による新規参入者は対象外となっています。 なお、令和４年度と令和５年度の新規参入者の経営面積が０ｈａとなっているのは、いずれも養鶏での新規参入者であったことから、農地を必要としなかったためです。 課題については、「耕作条件の良い農地や作業場等、生産基盤の確保に

	より効率的な営農ができるよう支援していくことが課題である。」としています。 「②目標」の新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積については、２２．４ｈａに設定しています。 　これについては、平成３０年度から令和２年度までの過去３年間に、農地法第３条及び農業経営基盤強化促進法により権利移動のあった面積の平均２０９．７ｈａの約１割を目標設定数値として定めたもので、農地所有者から新規参入者へのあっせんに対して、内諾を得た時点で実績として計上することが可能とされていることから、毎月の協議会で報告している農地出し手情報を活用していく予定です。 「２ 最適化活動の活動目標」について説明します。 「（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標」については、１人当たりの活動日数を１ヶ月に８日、最適化活動を行う委員の人数は農業委員１３人、推進委員１２人の合計２５人としています。 　これは委員の皆さんに農地利用の最適化活動として、「使える農地を使えるうちに、使える人に使ってもらう」ために、「担当地域内農地の見回りをする」、「利用権設定の更新書類を持っていく」、「地域の農業者や土地所有者から農地の貸し借り、売買、困りごとなどの相談を受ける」、「遊休農地の発生防止や解消のために地元で井手さらえや草刈りをする」、「地域計画づくりの話し合いに参加したり、住民へ参加を呼び掛けたりする」といった活動を１ヶ月に８日行っていただき、その内容を活動記録簿に記入して提出いただくことをお願いするものです。なお、１回１０分の活動を行った場合でも１日と数えますので、忘れずに記入していただきたいと思います。 「（２）活動強化月間の設定目標」については、年間３回以上の目標設定が必要となっていることから、活動強化月間設定回数を３回、取組時期は農家相談を２回行う今年１２月から来年２月までとしています。 　これについては、例年農閑期に農地の貸し借りに関する相談が多くなることから、農地の集積や遊休農地の解消活動の強化月間として設定したものになります。 「（３）新規参入相談会への参加目標」は、農業委員、推進委員が１名以上参加する相談会の内容等を記入しているもので、新規参入相談会への参加回数は、１年間に開催される農家相談日の回数１５回としています。 　これについては、毎月行っている農家相談で新規参入や就農相談、農地の貸借や売買、農業者年金などの相談を受けることが多いということから、年間の開催回数を目標として設定したものになります。 　説明については以上となりますが、本委員会で皆さんからの承認をいただいた際には町ホームページでの公表を予定しています。以上です。
議長	事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお

	願いします。 （石賀委員より挙手あり）
石賀委員	４１ページの「１農業委員会の現在の体制」について質問します。左側の表に「認定農業者に準ずる者」の実数が２名と記載されていますが、どういった方が該当するのでしょうか。
事務局	「認定農業者に準ずる者」とは、かつて認定農業者であった方で後継者に経営を譲ったが、その後継者と一緒に引き続き農業をされている農業者や、鳥取県から任命された指導農業者のことで、表に記載してありますように農業委員の中に２名の方がおられます。
石賀委員	分かりました。
議長	その他に何か質問等はありませんか。
	（中本委員より挙手あり）
中本委員	４１ページの「２農家・農地等の概要」について質問します。右側の表に「認定新規就農者」と記載がありますが、どういった方が該当するのでしょうか。
事務局	「認定新規就農者」とは農業に新規参入された農業者のうち、琴浦町から認定を受けられた方で、令和６年４月１日現在で町内には７名の方がおられます。
中本委員	分かりました。
議長	その他に何か質問等はありませんか。
	（質問等無し） 質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。 （挙手多数） 賛成多数ということですので、原案どおり承認することと決定いたします。 その他に移りたいと思います。４月２日に行われた農家相談の報告についてですが、相談者は無かったということでした。 続いて本日の総会に先立って行われた、農地委員会と農政委員会の報告をお願いします。 はじめに農地委員会の報告を石賀農地委員会長にお願いします。
石賀委員	（農地委員会について報告）
議長	次に農政委員会の報告を丸山農政委員会長にお願いします。
丸山委員	（農政委員会について報告）
議長	こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。 無いようですので、以上を持ちまして令和６年度 第１回琴浦町農業委員会総会を終了します。